

大分市の人口

昭和47年6月30日現在

人口	283,827人	(+ 596)
男	137,438人	(+ 332)
女	146,389人	(+ 264)
世帯数	84,096世帯	(+ 179)

毎月1日・15日発行

川の汚濁防止・環境整備を推進
市民ぐるみ河川愛護協会を結成

市内の河川は急激な都市化に伴って汚染され、荒れる一方です。そこで市では河川本来の姿を取り戻すとともに、有効な利用を図り快適な生活環境を確保する目的で七月二十九日「大分市河川愛護協会」を設立し、市民ぐるみ運動を展開することになりました。

協会の組織は、市役所を中心として建設部、環境整備課、河川課、自治会、青年団、農協代表、商工会議所代表など各種団体の代表約百二十人から構成されています。

事業内容としましては、①河川の清掃、美化運動、②河川敷利用による環境整備事業の推進、③魚貝、鳥類の放流保護運動の推進、④河川汚濁防止の推進、⑤住民意識の高揚を五本の柱として運動を推進していくことにしています。



川の美しさをいつまでも守ろう

道路はみんなの財産です
8月は道路を守る月間

八月は「道路を守る月間」です。道路は私たちの生活に、産業の発展にかかるといっても過言ではありません。この道路を守る月間は、道路が私たちの貴重な財産であることを認識するため、毎年行なわれているものです。私たちは次のことに注意して正しく大切に使用するように心がけましょう。

○道路に土砂、ごみ、たばこのすいがら、紙くず、空き缶等を捨てないこと。

○道路を自動車、自転車、商品、資材等の置場として使用しないこと。

○道路上の電柱、街路樹等にボス、タリや広告板等を不正にはり付けたりしないこと。

道路についての苦情や正しい使い方についてはその道路の管理者である建設部、市、市のいづれかにお問合わせください。

米良焼却場二十四時間操業へ
一日百八十トンを焼却

快適な生活を営むためには清掃上下水道、公園緑地は欠かせないものでない施設です。なかでも清掃は全国の都市が持つ共通の問題といえます。

私達の市でも年々増える人口や市街地拡大でゴミの排出量は増加の一途をたどっています。市ではこのような状況のなかで七月から収集体制を強化するとともに、焼却については二交代制をとり早期処理を行なうこととしました。しかし、増え続けるゴミすべてを現在の二つの焼却施設（米良・鶴崎）では処理することは困難な状態です。

そこで市では現在の米良焼却場の二交代制を七月十七日から二十四時間制の三交代にし、昼夜連続のゴミ焼却を行なうことにしました。

これにより一日のゴミ焼却はいままでの百八十トンを七十七トン、つまり百八十トンのうち、毎日出されるゴミ二百六十トンのうち、約六十五トンをこの米良焼却場で処理することになります。



年々増加する不燃物

場、ボート遊船等を受け、それらの特色を生かした総合計画を策定します。

魚貝、鳥類の放流保護

▽大分川、七瀬川、大野川にフナ、鯉、シジミ等を放流、愛好者、一般市民の協力により放流を行ないます。

▽大分川、七瀬川、大野川の特定地域において魚貝類、蟹、河鹿、水鳥等の棲息地の保護、保存を行います。

▽建設部の協力を得て大分川、七瀬川に魚、果樹等を設置します。

汚濁防止の推進

▽総合開発計画に基づいて、公共下水道施設の整備を促進します。

▽各家の浄化槽の正常な機能を維持します。

住民意識の高揚

全体的な広がりをもって、ごみを捨てない運動を展開し、河川浄化、美化に対する市民意識の高揚をはかります。

公民館だより

- 中央公民館行事
会場：中央公民館
8月7日 公民館B10時
8月7日 公民館B10時
8月7日 公民館B10時
8月8日 公民館B10時
8月9日 公民館B10時
8月10日 公民館B10時
8月11日 公民館B10時
8月12日 公民館B10時
8月13日 公民館B10時
8月14日 公民館B10時
8月15日 公民館B10時
8月16日 公民館B10時
8月17日 公民館B10時
8月18日 公民館B10時
8月19日 公民館B10時

消費生活案内

食用植物油に品質表示

農林省では8月1日以後に製造または輸入されるJAS（日本農林規格）以外の食用植物油、脂、マーガリンにも品質表示をするよう義務づけられました。

これにより、今後は品質表示のない食用植物油、脂、マーガリンは店頭から消えていきます。

この品質表示は消費者のためにつけられるもの

品質表示例

品名	〇〇マーガリン
原材料名	〇〇油
内容量	〇〇g
製造年月日	昭和 年 月 日
保存上の注意	要冷蔵
製造業者名	〇〇会社

割賦販売の注意点

割賦販売（おもに月賦）は便利で制度といっても家計に無理がくるような支払いになっては意味がありません。

この割賦販売は購入者と販売業者の相互信頼のもとにならなければならない点に注意し、契約を結ぶ際には、契約書に自分の意志とちがったことが記入されていないか注意すること。

購入者に不利になるような特約があるかどうか注意すること。

サービス料金

物価上昇の主役か

46年平均消費者物価は前年に比べて6.1%上昇しました。そのなかでサービス関係の上昇率は6.9%と大きく上昇率が高かった。表でみるように上昇率はこの二年間、わかっていません。

が、サービス部門への支出が増えているため、サービス関係の物価の上昇率は、対前年率で6.9%、対前年率で28.4%と大きく上昇しています。

サービス関係物価の上昇率

	45年	46年
対前年率	6.9	6.9
消費者物価全体に対する寄与率	28.4	36.4

